

患者団体との関係の透明性に関する指針

2017年9月1日

マイラン EPD 合同会社

1. 透明性に関するマイラン EPD 合同会社の姿勢

マイラン EPD 合同会社（以下「マイラン EPD」）は、患者様・国民の生命・健康に関わる生命関連企業として、日本製薬工業協会の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、マイラン EPD の行う活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目指し、ここでは患者団体との関係の透明性に関する指針を定め、マイラン EPD における行動指針とする。

2. 患者団体とは

患者団体とは患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体とする。

3. 公開方法

マイラン EPD のウェブサイト (www.mylan.co.jp) を通じて公開する。

4. 公開時期

2015 年度分以降毎年度分の資金提供、謝礼等および労務提供の有無を当該年度の決算終了後に公開する。

5. 公開対象

当社医療用医薬品事業活動に関する以下の資金提供等

(1) 直接的資金提供

(対象) 寄付金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

(内容) 直接的資金提供を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載する。

(2) 間接的資金提供

(対象) 患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等
伴う費用

患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(内容) 間接的資金提供を行った患者団体名及び間接的資金提供総額を
記載する。

(3) 当社からの依頼事項への謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆、監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 当社から依頼を行った患者団体名及び項目ごとの金額を記載する。

(4) その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 提供した患者団体名を記載する。

以上